

住民税の申告は正しくお早めに

令和4年度の個人住民税は、令和4年1月1日現在の住所地で、令和3年中の所得等に基づいて課税されます。

住民税の申告は、個人住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。令和4年度（3年分）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課窓口（1階⑫番）で申告してください。



◆申告が不要な方

- ①税務署に令和3年分の所得税の確定申告書を提出された方
- ②令和3年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方（給与支払報告書の提出については勤務先にお問い合わせください。）
- ③令和3年中の所得が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受けない方

（注意事項）

所得がなかった方、遺族・障害年金のみがあった方、扶養親族になっている方などでも、国民健康保険税や介護保険料等の正しい計算や、各種減免・軽減措置を受けるために申告が必要な場合があります。また、令和4年度（3年分）の課税証明書等が必要な方も申告が必要となります。

◆申告に必要なもの

（1）・（2）は申告者全員、（3）は該当者のみ必要です。）

（1）マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類

【例】マイナンバーカード または 通知カードと身元確認書類（※）

※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、障害者手帳など

（2）所得に関するもの

【例】令和3年中の収入金額等を証明する書類

- ・給与、公的年金の収入があった方は、源泉徴収票
- ・その他の収入がある人は、収支内訳書や収入金額・必要経費がわかる書類

（3）控除に関するもの

【例】各種控除を受けるための必要書類

- ・社会保険料等の領収書や納付額証明書（源泉徴収票に記載がある場合は不要）
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

令和4年度（3年分）課税証明書等の発行について

令和4年度の町民税・県民税（個人住民税）税額決定・納税通知書は、6月8日（水）（予定）に発送します。

また、令和4年度（3年分）の課税（非課税）証明書・所得証明書は、個人住民税の賦課決定後の発行となりますので、6月8日（水）（予定）から発行することができます。

なお、住民税の申告が遅れている場合や延長期間に確定申告をされた方は、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご注意ください。 問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220】

障害者に対する軽自動車税の減免

障害者が一定の要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）が減免になります。

【対象】（下記のいずれかに該当する場合）

- ①車両の所有者及び運転者が該当者本人、または該当者と生計をともにする方の場合
- ②障害者が納税義務者であり、その世帯に運転できる方がいなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※軽自動車の減免は、上記以外で該当する場合があります。詳細はお問い合わせください。

【申請期間】

5月2日(月)～31日(火)まで（毎年申請が必要です）

※上記期間を過ぎてからの申請は受付出来ませんのでご注意ください。

【準備】

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証のいずれか
- ②納税通知書（納付せずにお持ちください）
- ③運転免許証
- ④自動車検査証
- ⑤納税義務者のマイナンバーカード等

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分	減免の対象となる障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1級から3級までおよび5級
聴覚	2級または3級
視覚	1級から3級までおよび4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	△またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級(上肢○級、下肢○級)により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む)の方、療育手帳△またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

軽自動車税（種別割）の納税通知書を発送

4月28日(木)付で、令和4年度軽自動車税（種別割）の納税通知書を郵送しました。令和4年4月1日時点で、町内に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有している方が対象となります。

※令和4年4月2日以降に廃車手続き、名義変更手続きをされた方につきましても、令和4年度分の税金を納めていただく必要があります。

来年度以降のためにも、乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、お早めに廃車手続きをお願いします。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

固定資産税の納税通知書を発送

4月28日(木)付で、令和4年度固定資産税の納税通知書を郵送しました。次の①～④の場合には、税務課資産税係へ連絡をしてください。

- ①海外へ出国（居住・長期滞在）する予定がある。
- ②未登記の家屋を新築（増築）した・取り壊した、またはそれらの予定がある。
- ③未登記家屋の所有者を変更した。
- ④土地の利用状況を変更した、またはその予定がある。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆5月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） **5月8日(日)**
 【夜間】（午後8時まで） **5月25日(火)**
 ※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係

【☎35-1220(内線1121～1125)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第1期・軽自動車税の納期限は**5月31日(火)**です。
 税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

令和4年4月から国民健康保険税の納付は、口座振替でお願いします

町では、「上里町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱（令和4年3月1日告示第52号）」の制定に伴い、国民健康保険税の普通徴収の納付については、特別に事情のある世帯を除き「**口座振替による納付が原則**」となりました。

これは、新型コロナウイルスの感染予防と国民健康保険税の納期限内納付を促進し、収納率の向上を目的として実施するものです。

現在、納付書（普通徴収）で国民健康保険税を納めている方は、お早めに便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに、ご協力をお願いします。

※すでに口座振替登録がお済みの方は、新たに登録をする必要はありません。また、納期が過ぎたもの等は、口座振替の取扱いはありませんので、納期限前の手続きをお願いします。

申込…町内の金融機関、または上里町役場税務課窓口にて備え付けの口座振替依頼書（自動払込申込書）に必要事項をご記入・押印の上、下記の金融機関へご提出ください。

※通帳、通帳届出印、納付書を金融機関へご持参ください。

④口座振替の場合、所得税・住民税の確定申告等における社会保険料控除を適用できる方は、口座名義人の方のみです。

＜口座振替ができる金融機関＞

- 埼玉りそな銀行 ■ りそな銀行 ■ 埼玉縣信用金庫 ■ みずほ銀行 ■ しののめ信用金庫
- 群馬銀行 ■ 中央労働金庫 ■ 足利銀行 ■ 埼玉信用組合 ■ 武蔵野銀行
- 埼玉ひびきの農業協同組合 ■ 東和銀行 ■ ゆうちょ銀行

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220】

スマホでも納税できます！

5月は自動車税（種別割）の納期です

納税通知書は、5月中旬ごろ、お手元に届く予定です！！

自動車税（種別割）の納期限は5月31日(火)です。

スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ）を使って納付できます。また、Webサイト「埼玉県・県税クレジットカード納付サイト」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付、金融機関やコンビニでも納付できます。

県では、自動車税（種別割）を納期限までに納税して領収書等を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。

詳しくは、県ホームページをご確認ください。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税（種別割）収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただいています。

※障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、令和4年度から郵送及び電子申請での受付を開始します。
詳しくは、右のQRコードからホームページをご確認ください。



◀県HP「障害者のための自動車税等の減免」

問合せ…自動車税について：自動車税コールセンター【☎0570-012-229】

彩の国みどりの基金について：県環境部みどり自然課【☎048-830-3140】

認知症でお悩みの方

認知症初期集中支援チームへご相談ください



『認知症初期集中支援チームとは？』

認知症サポート医と保健師・看護師・社会福祉士がチームとなり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、困りごとを解決するための支援をしています。

●どんな支援をしてくれるの？

認知症またはその疑いがある方のご家庭を認知症初期集中支援チーム（専門職）が訪問し、必要に応じた支援を行います。具体的には、認知症に関する情報の提供や相談、医療機関の受診や介護保険のサービス等の利用につなげる支援を行います。

●対象となる方

上里町内の自宅で生活されており、40歳以上で認知症の方やその疑いのある方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①認知症の診断を受けていない方、または治療を中断されている方
- ②介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方
- ③何らかのサービスは利用しているが認知症による症状が強く、どのように対応したらいいのか困っている方

●費用…無料

「認知症？物忘れ？最近気になっているけど、どうなんだろう？」

「認知症かもしれないので受診させたいけど本人が拒否している」

「介護サービスを使ってほしいが本人の拒否が強い」

「認知症の症状で介護に困っている」

など、「大切なご家族が認知症かも…」と思ったら、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。



問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係【☎35-1243】

ちよくら講座 ～運動編～ フレイル予防

おうちで出来る

いつまでも元気な体を維持することができるように
ちょっとしたストレッチや簡単にできる運動を紹介していきます！！

お尻上げ

- ①仰向けに寝てひざを立てる。
- ②お尻を持ち上げる。このとき、からだと太ももが直線になるようにする。
- ③10回を1日3セット行いましょう。

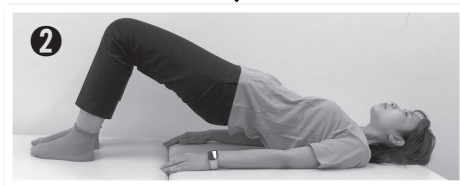
==得られる効果==

歩きやすくなる・立ち上がりやすくなる

【筋トレ時の注意点】

ゆっくりと行う！息を止めない！無理をしない！

*フレイルとは加齢により心身が老い、衰えた状態のことで、「健康」と「要介護」の間にある状態のことをいいます。



からだがグラグラしないように注意。
腰が反りすぎないように注意。

上里町地域包括支援センター（高齢者いきいき課内）【☎35-1243】